

八尾市環境啓発物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市環境保全課で所有している環境啓発にかかる物品・機器等の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの実施)

第2条 市長は、八尾市環境保全課で所有している環境啓発にかかる物品・機器等を貸出すことができる。

(貸出備品)

第3条 貸出備品（以下「備品」という。）は、別表1に登載されているものに限る。

(貸出要件)

第4条 備品の貸出し対象は、市長が必要と認める市民団体、事業者または事業者団体とする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ市長の承認を受けた場合を除く）。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 八尾市の業務に支障が生じるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか備品の使用を不適切と認めるとき。

(貸出期間)

第5条 備品の貸出期間は貸出開始日より1週間以内とする。ただし、貸出期間の延長が必要であると市長が認める場合はこの限りでない。

2 備品の貸出期間内で、市の施策等において備品が必要な事象が生じた場合、市長は貸出期間を短縮し、貸出申請者に対し、返却を求めることができる。

(貸出しの申請)

第6条 備品の貸出しを希望するものは、「借用書（様式第1号）」により貸出の申請を行わなければならない。

(貸出しの決定)

第7条 市長は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認める時は備品の貸出しを行うものとする。

2 備品の貸出しについては、八尾市環境保全課の窓口において行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(使用上の遵守事項)

第8条 前条第1項の規定により貸出しの許可を受けた者は、備品を使用する者（以下「使用者」という。）は、備品の使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 譲渡及び転貸しないこと。
- (3) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取扱いには十分注意し、修繕・洗浄・弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議すること。

(備品の破損)

第9条 第7条第1項の規定により貸出しの決定を受けた事業者は、自己の責任に帰すべき理由により備品を故障、破損又は紛失したとき、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りでない。

(免責)

第10条 市長は、備品の誤った使用方法により生じた事故又は貸出し期間中における管理不備により生じた事故に対して、その責任を負わない。

(経費)

第11条 備品の貸出しは、無料とする。ただし、備品の返却等、運搬に係る費用については、第6条により貸出の申請を行った者が支払うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要綱は平成28年5月10日から施行する。

別表 1

	貸出備品
1	自転車発電キット一式（自転車を除く） ※ 自転車発電キット規格適合車 ホイールサイズが 24 インチ～26 インチの自転車（シティサイクル、クロスバイク、ロードバイク、マウンテンバイク等）
2	採雨器レインゴーランドキット一式
3	透視度計
4	普通騒音計（リオン社製 NA-20 型） ※ 測定値の取扱いは参考値となる。